

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 11 月 1 日（火）第 359 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則（※）（税 務 課 取 扱 い） 1
○過 疎 地 域 に お け る 産 業 振 興 の た め の 県 税 の 特 別 措 置 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 及 び 半 島 振
興 対 策 実 施 地 域 に お け る 県 税 の 特 別 措 置 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
（※）（税 務 課 取 扱 い） 2
○鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則（※）（会 計 課 取 扱 い） 3

告 示

- 生 活 保 護 法 等 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 等 の 廃 止（社 会 福 祉 課 取 扱 い） 3
○生 活 保 護 法 等 に 基 づ く 医 療 機 関 等 の 指 定（社 会 福 祉 課 取 扱 い） 4
○生 活 保 護 法 等 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 等 の 変 更 事 項 の 届 出（社 会 福 祉 課 取 扱 い） 4
○公 共 測 量 の 実 施（監 理 課 取 扱 い） 4
○令 和 4 年 度 自 衛 官 の 募 集（危 機 管 理 課 取 扱 い） 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊 技 機 の 型 式 の 検 定 の 告 示（生 活 安 全 企 画 課 取 扱 い） 5

企 業 管 理 規 程

- 鹿 児 島 県 工 業 用 水 道 部 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程（※）（工 業 用 水 課 取 扱 い） 5

県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

- 鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程（※）（県 立 病 院 課 取 扱 い） 6
○鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程（※）（県 立 病 院 課 取 扱 い） 6

規 則

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 4 年 11 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 44 号

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則（昭 和 38 年 鹿 児 島 県 規 則 第 32 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。
第 18 条 の 4 の 表 根 拠 規 定 の 欄 中「第 52 条 第 1 項」を「第 52 条 第 1 項 及 び 第 3 項」に 改 め る。

別 記 第 75 号 様 式 中「不 動 産 を 取 得 し ま し た か ら 鹿 児 島 県 税 条 例 第 52 条 第 1 項」を「鹿 児 島 県

税 条 例 第 52 条 第 1 項 第 3 項」に 改 め、同 様 式 注 1 中「不 動 産 を」を「鹿 児 島 県 税 条 例 第 52 条 第 1 項 の

規 定 に よ り 申 告 す る 場 合 は、不 動 産 を」に 改 め、同 様 式 中 注 3 を 注 4 と し、注 2 を 注 3 と し、
注 1 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

2 鹿 児 島 県 税 条 例 第 52 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 申 告 す る 場 合 は、所 轄 の 地 域 振 興 局 又 は
支 庁 の 長 が 定 め る 期 限 ま で に、所 轄 の 地 域 振 興 局 又 は 支 庁 の 長 に 申 告 し て く だ さ い。

別 記 第 86 号 様 式 中「国 民 体 育 大 会」を「国 民 ス ポー ツ 大 会」に 改 め る。

別記第86号様式の2及び別記第92号様式中「国体」を「国スポ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別記第86号様式、別記第86号様式の2及び別記第92号様式の改正規定は、同年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則及び半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第45号

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則及び半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和45年鹿児島県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(県税の課税免除の申請)

第2条 条例第3条第3項、第4条第2項及び第5条第2項の申請書は、県税の課税免除申請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる県税について、それぞれ当該各号に定める提出期限までに、当該各号に規定する申告書と併せて提出しなければならない。

- (1) 事業税 個人にあつては条例第3条第1項に規定する課税免除の適用を受ける年分に係る当該個人の事業税の申告書の提出期限、法人にあつては同項に規定する課税免除の適用を受ける事業年度分に係る当該法人の事業税の申告書の提出期限
- (2) 不動産取得税 個人にあつては条例第4条第1項に規定する家屋及びその敷地である土地（以下「不動産」と総称する。）を取得した日の属する年分に係る当該個人の事業税の申告書の提出期限、法人にあつては不動産を取得した日の属する事業年度分に係る当該法人の事業税の申告書の提出期限
- (3) 固定資産税 地方税法（昭和25年法律第226号）第745条第1項において準用する同法第383条の規定による条例第5条第1項に規定する大規模の償却資産に係る申告書の提出期限

本則に次の1条を加える。

(県税の課税免除の承認等の通知)

第3条 知事は、前条第1項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る申請を承認し、又は承認しなかつたときは、その旨を県税の課税免除承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和61年鹿児島県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(県税の不均一課税の申請)

第2条 条例第5条の申請書は、県税の不均一課税申請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる県税について、それぞれ当該各号に定める提出期限までに、当該各号に規定する申告書と併せて提出しなければならない。

- (1) 事業税 個人にあつては条例第2条第1項に規定する不均一課税の適用を受ける年分に係る当該個人の事業税の申告書の提出期限、法人にあつては同項に規定する不均一課

税の適用を受ける事業年度分に係る当該法人の事業税の申告書の提出期限

(2) 不動産取得税 個人にあつては条例第 3 条第 1 項に規定する家屋及びその敷地である土地 (以下「不動産」と総称する。)を取得した日の属する年分に係る当該個人の事業税の申告書の提出期限, 法人にあつては不動産を取得した日の属する事業年度分に係る当該法人の事業税の申告書の提出期限

(3) 固定資産税 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 745 条第 1 項において準用する同法第 383 条の規定による条例第 4 条第 1 項に規定する大規模の償却資産に係る申告書の提出期限

本則に次の 1 条を加える。

(県税の不均一課税の承認等の通知)

第 3 条 知事は, 前条第 1 項の申請書の提出があつた場合において, 当該申請書に係る申請を承認し, 又は承認しなかつたときは, その旨を県税の不均一課税承認 (不承認) 通知書 (別記第 2 号様式) により当該申請者に通知するものとする。

附 則

- 1 この規則は, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則第 2 条及び改正後の半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則第 2 条の規定は, この規則の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し, 同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については, なお従前の例による。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 11 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 46 号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則 (昭和 62 年鹿児島県規則第 30 号) の一部を次のように改正する。

第 48 条第 1 項を次のように改める。

令第 156 条第 1 項第 1 号の規定により知事が定める区域は, 全国の区域とする。

第 69 条第 2 号中「鹿児島県内に置かれている」を削る。

附 則

この規則は, 令和 4 年 11 月 4 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第 775 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により, 指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつた。

令和 4 年 11 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|--------------|------------------------|-----------------|
| よういね歯科医院 | 奄美市名瀬長浜町 9-19 | 令和 2 年 7 月 1 日 |
| 木原医院 | 薩摩郡さつま町船木 184 番地 1 | 令和 4 年 9 月 30 日 |
| そうごう薬局隼人店 | 霧島市隼人町住吉 1353-7 | 令和 4 年 9 月 30 日 |
| つくし歯科医院 | 始良市東餅田 2469 番地 2 | 令和 4 年 9 月 30 日 |
| あいら中央眼科 | 始良市西餅田 85 番地 7 | 令和 4 年 9 月 30 日 |
| あんず東洋医学クリニック | 霧島市国分中央四丁目 17 番 25-2 号 | 令和 4 年 9 月 30 日 |

鹿児島県告示第776号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和4年11月1日

鹿児島県知事 塩田康一

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|------------------------|-----------------------|------------|
| 屋久島みんなの薬局 | 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地18-102 | 令和4年10月1日 |
| しんみょうざ内科・脳神経内科 | 鹿屋市吾平町麓348番地1 | 令和4年10月20日 |
| 吉井整形外科内科クリニック | 出水市平和町330番地 | 令和4年10月31日 |
| あいら中央眼科 | 始良市西餅田85番地7 | 令和4年10月1日 |
| つくし歯科医院 | 始良市東餅田2469番地2 | 令和4年10月1日 |
| ほほ笑み在宅医療クリニック | 始良市西餅田1355番地6 | 令和4年10月1日 |
| ドラッグイレブン薬局姫城店 | 霧島市隼人町姫城三丁目208番地 | 令和4年10月1日 |
| あんず東洋医学クリニック | 霧島市国分中央四丁目17番25-2号 | 令和4年10月1日 |
| ドライブスルー薬局ファ・メリア・ファーマシー | 志布志市志布志町安楽2474-2 | 令和4年10月1日 |

鹿児島県告示第777号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和4年11月1日

鹿児島県知事 塩田康一

| 名称及び所在地 | 変更事項 | 変 更 内 容 | | 変更年月日 |
|----------------------------------|------|------------------|------------------|-----------|
| | | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| にのみやこどもクリニック 出水市本町4-45 | 名称 | 二宮医院 | にのみやこどもクリニック | 令和4年9月26日 |
| 南九州サザン・クリニック 南九州市知覧町郡17812番地1 | 名称 | 江平クリニック | 南九州サザン・クリニック | 令和4年8月1日 |
| | 所在地 | 南九州市知覧町郡17810番地1 | 南九州市知覧町郡17812番地1 | |

鹿児島県告示第778号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（外周復元測量）
- 2 作業の期間 令和4年9月6日から令和5年1月13日まで
- 3 作業の地域 日置市東市来町湯田地内

鹿児島県告示第779号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和4年度第3・4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 4 年 11 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 募集種目
 - (1) 男子
自衛官候補生
 - (2) 女子
自衛官候補生
- 2 募集期間
 - (1) 男子
令和 4 年 11 月 1 日から同月 25 日まで
 - (2) 女子
令和 4 年 11 月 1 日から同月 25 日まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験 (WEB 試験)
令和 4 年 12 月 5 日から同月 11 日まで
 - (2) 口述試験及び身体検査
令和 4 年 12 月 11 日
- 4 応募年齢
令和 5 年 4 月 1 日において 18 歳以上
令和 5 年 6 月 30 日において 33 歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

| 試 験 場 の 位 置 | 試 験 場 の 名 称 |
|--|----------------------|
| 霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号 | 陸上自衛隊国分駐屯地 |
| 奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49 | 鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地 |
| 西之表市西之表 16314 番地 6 | 種子島合同庁舎 (国) 及び委託病院 |
| 大島郡徳之島町亀津 7203 番地 | 徳之島町役場及び委託病院 |
| 薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2 | (予備：陸上自衛隊川内駐屯地) |

- 6 応募手続
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。
なお、志願票は、各市町村において交付する。

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第 121 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号) 第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 11 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|--------------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | P 大開王 X | 株式会社ジェイビー | 2P1196 |
| 回胴式遊技機 | S / 沖ドキ! GOLD / LS | 株式会社ミズホ | 2S1205 |

企 業 管 理 規 程

鹿児島県企業管理規程 1 号

鹿児島県工業用水道部会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 11 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 工 業 用 水 道 部 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程
鹿 児 島 県 工 業 用 水 道 部 会 計 規 程 (昭 和 45 年 企 業 管 理 規 程 第 3 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す
る。

第 25 条 中 「 鹿 児 島 市 」 を 「 全 国 の 区 域 」 に 改 め る。

第 38 条 中 「 鹿 児 島 市 内 に お か れ た 」 を 削 る。

附 則

こ の 規 程 は ， 令 和 4 年 11 月 4 日 か ら 施 行 す る 。

県立病院局企業管理規程

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よう に 定 め る 。

令和 4 年 11 月 1 日

鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 福 元 俊 孝

鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 11 号

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 (平 成 18 年 鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第
12 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

別 表 第 10 を 次 の よう に 改 め る 。

別 表 第 10 (第 15 条 の 5 関 係)

| 職員の区分 | 手当額 |
|---|--------|
| 鹿屋医療センター，大島病院，薩南病院 及び北薩病院に勤務する看護師，准看護 師，保健師，助産師，看護補佐員，診療 放射線技師，臨床検査技師，理学療法士， 作業療法士，言語聴覚士，臨床工学技士， 栄養士，医療福祉支援職，心理技師，歯 科衛生士及びその他管理者が別に定める 職 | 7,500円 |
| 始良病院に勤務する看護師，准看護師， 保健師，助産師，看護補佐員，診療放射 線技師，臨床検査技師，理学療法士，作 業療法士，言語聴覚士，臨床工学技士， 栄養士，医療福祉支援職，心理技師，歯 科衛生士及びその他管理者が別に定める 職 | 5,000円 |
| 薬剤師 | |

附 則

こ の 規 程 は ， 令 和 4 年 11 月 1 日 か ら 施 行 し ， 改 正 後 の 鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 職 員 の 給 与 に 関 す
る 規 程 の 規 定 は ， 同 年 10 月 1 日 か ら 適 用 す る 。

.....
鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よう に 定 め る 。

令和 4 年 11 月 1 日

鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 福 元 俊 孝

鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 12 号

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 会 計 規 程 (平 成 18 年 鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 15 号) の 一 部 を
次 の よう に 改 正 す る 。

第 12 条 中 「 第 243 条 の 2 第 1 項 」 を 「 第 243 条 の 2 の 2 第 1 項 」 に 改 め る 。

第31条第1項中「鹿児島県内に置かれた手形交換所の所管区域」を「全国の区域」に改める。

第31条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条中「（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第32条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の2」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第47条第1項中「鹿児島県内に置かれた」を削る。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。